



大阪科学・大学記者クラブ 御中

2016年6月30日

公立大学法人大阪市立大学 広報室

## 大阪市立大学と大阪市は 地域福祉等の向上のための有効性実証検証に関する 連携協定を締結しました

大阪市立大学は、平成28年6月30日(木)に、大阪市と地域福祉等の向上のための有効性実証検証に関する連携協定を締結しました。この連携協定は、大阪市の地域福祉等の充実を主眼とする福祉の取り組みの推進と、大阪市立大学の教育・学術研究機能の向上及び大阪市におけるビッグデータ分析の考え方や手続きなどの確立を目的としています。

### ●主な連携事項

- (1) 大阪市の保有する福祉情報等の分析に関すること
- (2) 生活の安心を支えるセーフティネットの円滑運営に関すること
- (3) 高齢者・障がい者・生活困窮者等の相談・支援の仕組みづくりに関すること
- (4) 区や地域の実情に応じた地域福祉の推進に関すること
- (5) 大阪市立大学が行う人材育成における地域課題を多面的に捉え、地域政策に貢献できる人材の育成に関すること
- (6) 大阪市立大学における学術的研究への行政データの利活用の推進に関すること
- (7) 大阪市におけるビッグデータ分析の考え方や手続きなどの確立に関すること
- (8) その他両者が必要と認める事項に関すること

※ 参考資料:連携協定書

本プロジェクトを効果的に推進するため、公共データ解析プロジェクトチームを設置します。プロジェクトチームで実施する具体的な取り組みは、総合福祉データの分析に関して、就労支援の効果、医療扶助の適正化、住宅扶助と居住環境、生保受給に至る経緯、生活保護の往還などを分析指標とし、本年度は、就労指導の効果、住宅扶助と居住環境のバランス、新規の生活保護受給の要因分析から着手します。また、人材育成のスタートアップとして、ジオリテラシー入門講座を中心に、プロジェクトチームで外部人材研修制度の設計の構築を検討します。

### 【本件に関する問合せ先】

大阪市立大学 地域連携センター (学務企画課地域貢献担当: 澤田)

TEL:06-6605-3504

FAX:06-6605-3505

E-mail: [chiiki4c@ado.osaka-cu.ac.jp](mailto:chiiki4c@ado.osaka-cu.ac.jp)

大阪市と公立大学法人大阪市立大学との  
大阪市の地域福祉等の向上のための有効性実証に関する連携協定書

大阪市及び公立大学法人大阪市立大学は、大阪市の地域福祉等の向上のため、大阪市が保有するビッグデータの分析により、今後の効果的な施策の実施に向け、相互の連携及び協力に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大阪市（以下「甲」という。）と公立大学法人大阪市立大学（以下「乙」という。）が連携し、大阪市の地域福祉等の充実を主眼とする福祉の取り組みの推進と、大阪市立大学の教育・学術研究機能の向上及び大阪市におけるビッグデータ分析の考え方や手続きなどの確立を目的とする。

(連携事項)

第2条 本協定による連携事項は次のとおりとする。ただし、各号連携事項を推進するために必要な事項については、甲及び乙の協議の上、別途定めることとする。

- (1) 大阪市の保有する福祉情報等の分析に関すること
- (2) 生活の安心を支えるセーフティネットの円滑運営に関すること
- (3) 高齢者・障がい者・生活困窮者等の相談・支援の仕組みづくりに関すること
- (4) 区や地域の実情に応じた地域福祉等の推進に関すること
- (5) 大阪市立大学が行う人材育成における地域課題を多面的に捉え、地域政策に貢献できる人材の育成に関すること
- (6) 大阪市立大学における学術的研究への行政データの利活用の推進に関すること
- (7) 大阪市におけるビッグデータ分析の考え方や手続きなどの確立に関すること
- (8) その他両者が必要と認める事項に関すること

(連絡調整)

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

(機密保持義務)

第4条 甲及び乙は、機密情報（第2条に定める連携事項により知り得た情報のうち甲又は乙が機密として指定した情報）及び個人情報（大阪市個人情報保護条例第2条第2号において定義する「個人情報」をいう。）については、それぞれ機密として保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協定期間)

第5条 本協定期間は、締結日から平成29年3月31日までの1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

(内容の変更)

第6条 甲及び乙は、協議の上、本協定の内容を変更できるものとする。

(その他)

第7条 本協定に規定のない事項及び本協定の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 6月 30日

甲：大阪市長  
吉村 洋文

乙：公立大学法人大阪市立大学  
理事長 荒川 哲男